

鉄筋溶接技術講習会規定

平成 27 年 11 月 12 日 制定

平成 28 年 7 月 14 日 改正

第 1 章 総 則

1. 目 的

本規定は、公益社団法人日本鉄筋継手協会（以下、「協会」という。）が、鉄筋溶接技能者に JRJI 鉄筋溶接継手工法に関する基本的な知識、性能及び倫理の習得を目指すことを目的として行う鉄筋溶接技術講習会（以下、「講習会」という。）について規定する。

2. 適用範囲

本規定は、JRJI 鉄筋溶接継手に関する技量資格取得を目指す者を対象として、必要な基本的な知識、基本技能及び倫理を習得するために実施する講習会について適用する。

3. 委員会

鉄筋溶接技術講習委員会（以下、「講習委員会」という。）は、次の業務を担当する。

- (1) 講習会規定、実施細則、実施手順の立案及び改正案の作成
- (2) 講習会資料の作成
- (3) 講習会の運営及び実施
- (4) その他本講習会に必要と認める事項

4. 講習会講師等

講習会は、座学講習と実技講習からなり、座学講習を担当する座学講師及び実技講習を担当する実技指導員により運営・実施される。講習会の座学講師及び実技指導員（以下、「講師等」という。）は、「鉄筋継手工事標準仕様書 溶接継手工事（2009年）」に則った鉄筋溶接継手技能技量の普及と啓発に寄与する指導者とする。

4.1 座学講師の資格及び委嘱

座学講師は、講習委員会の委員とし、会長より委嘱された者とする。

4.2 実技指導員の資格及び委嘱

実技指導員は、協会の鉄筋溶接技量資格 3H 種又は 2H 種の登録者で、かつ、協会が実施する鉄筋溶接技術講習会実技指導員講習を修了した者とし、会長より委嘱された者とする。

5. 講習会実施体制

5.1 講習統括責任者

講習会に関する統括的な責任者は、鉄筋溶接技術講習委員会委員長とする。

5.2 講習担当責任者

担当地区で実施される講習会における講師の取りまとめの責任者として講習担当責任

者を置き、実施される講習会ごとに講習統括責任者より指名された座学講師とし、次の業務を担当する。

- ①講習会当日の座学講習・実技講習内容の事前打ち合わせ等
- ②講習委員会への報告
- ③その他講習会当日の運営上の問題点への対応

5.3 協会事務局担当者

協会事務局より当該講習会における事務事項の担当者として、事務局長又は事務局長より指名された者とし、次の業務を担当する。

- ①受講申請事務
- ②受講票発送
- ③講習統括責任者、講習担当責任者、講師等及び講習会当日の各関係者への通知・連絡・受講者一覧等講習会資料の送付業務
- ④実施予定人数に応じた実施会場の手配
- ⑤各関係機関及び関係者への連絡・指示及び打ち合わせ
- ⑥講習会場での安全管理
- ⑦講習会費用の管理等
- ⑧その他、当該講習会に関する事項

第2章 講習会及び受講

6. 受講対象者

講習会の受講対象者は、JRJI 鉄筋溶接継手に関する技量資格の取得を目指す者とする。ただし、JRJI 鉄筋溶接継手の技量資格が無く、初めて受講する場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)の資格を有している者とする。

7. 受講申請の手続き等

受講申請の手続き等は、別に定める実施細則による。

8. 講習会

- (1) 講習会は、座学講習と実技講習で構成する。
- (2) 講習会は、原則として年間計画に基づく定時講習会として実施する。
- (3) 講習委員会が必要と認めた場合には、随時講習会を実施することができる。

9. 講習の内容

講習の内容については、別に定める実施細則による。

第3章 その他

10. 改正又は廃止

本規定の改正又は廃止は、講習委員会が発議し、要員認証管理委員会の審議・承認後、理事会に報告しなければならない。

附 則

1. 本規定は、平成 28 年 7 月 14 日に制定し、同日より施行する。
2. 本規定の運用に当たっての実施細則及び実施手順は、別に定める。
3. 受講料等は、別に定める日本鉄筋継手協会料金表による。

改正記録表

改正 No.	改正年月日	作成	審査	承認	改 定 内 容
R 0	2015. 11. 12	講習委員会		管理委員会	初版制定
R 1	2016. 07. 14	事務局	講習委員会	管理委員会	講習会名称の変更

※管理委員会：要員認証管理委員会 講習委員会：鉄筋溶接技術講習会委員会

<以下、空白>